

議第20号

高山市空家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例の一部を改正する条例について

高山市空家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い改正しようとする。

高山市空家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例の一部を改正する条例

高山市空家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例（平成30年高山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</u></p>
<p>(所有者等の責務)</p> <p>第4条 所有者等は、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適切に管理するよう努めるものとする。</p>	<p>(所有者等の責務)</p> <p>第4条 所有者等は、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適切に管理するよう努めるとともに、<u>市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p>
<p>(特定空家等の認定)</p> <p>第7条 市長は、空家等が適切に管理されず、<u>法第2条第2項に掲げる状態</u>にあると認めるときは、当該空家等を特定空家等に認定することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定空家等及び管理不全空家等の認定)</p> <p>第7条 市長は、空家等が適切に管理されず、<u>特定空家等又は管理不全空家等の状態</u>にあると認めるときは、当該空家等を特定空家等又は<u>管理不全空家等</u>に認定することができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(特定空家等審査会)</p> <p>第8条 特定空家等に関する必要な措置を適切に行うため、高山市特定空家等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(特定空家等審査会)</p> <p>第8条 <u>特定空家等及び管理不全空家等</u>に関する必要な措置を適切に行うため、高山市特定空家等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2～6 (略)</p>

(管理不全空家等の所有者等に対する措置)

第9条 市長は、法第13条第1項の規定により、管理不全空家等の所有者等に対し、基本指針（法第6条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、法第13条第2項の規定により、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(特定空家等に対する措置)

第10条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第22条第1項の規定により、当該特定空家等に関する管理不全な状態を解消するために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の助言又は指導をした特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、法第22条第2項の規定による勧告、法第22条第3項の規定による命令又は法第22条第9項若しくは第10項の規定による代執行その他の必要な措置を行うことができる。

3 市長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある

(特定空家等に対する措置)

第9条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条第1項の規定により、当該特定空家等に関する管理不全な状態を解消するために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の助言又は指導をした特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、法第14条第2項の規定による勧告、法第14条第3項の規定による命令又は法第14条第9項若しくは第10項の規定による代執行その他の必要な措置を行うことができる。

等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、法第22条第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

第10条・第11条 (略)

第11条・第12条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。